

- イ 過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (4) 無効の入札
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する無効の入札に該当する入札は、無効とする。
- (5) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (6) 最低制限価格
設定しない。
- (7) 契約書作成の要否
要
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第194号

県有財産を次のとおり売却する。

平成15年3月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
玉名市岩崎字本原 766 番 2
宅地 235.51 平方メートル（公簿）
- 2 入札期日
平成15年3月27日（木） 午後1時30分
- 3 入札場所
玉名市岩崎 1004-1 熊本県有明保健所 2階会議室
- 4 売却参考価格
8,300,000 円
- 5 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上を納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 6 開札期日 入札終了後即時
- 7 入札説明会
次の日時及び場所で行う。
日時 平成15年3月19日（水） 午前10時30分から
場所 玉名市岩崎 1004-1 熊本県玉名総合庁舎 2階会議室
- 8 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上を契約と同時に納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 9 入札参加資格
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ないもの
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- 10 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成15年3月25日（火） 午後5時まで
（郵送の場合は、提出期限までに必着すること。）
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 11 入札に参加しようとする者は、10の入札参加申込書のほか次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 個人の場合 印鑑証明書
(2) 法人の場合 印鑑証明書
(3) 代理人が参加する場合 (1)又は(2)に掲げる書類、委任状及び代理人の印鑑証明書
- 12 その他
(1) 契約締結期限 平成15年4月11日（金）
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
(3) 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館2階 熊本県総務部管財課